

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 本日の審議事項

## 前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&amp;A」（以下「税効果 Q&amp;A」という。）</li> </ul>	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」</li> </ul>	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」</li> </ul>	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準（案）」という。）

2. このうち、法人税等会計基準（案）については、2016 年 11 月 9 日に公開草案を公表した。本公開草案のコメント期間は、2017 年 1 月 10 日までであり、8 通のコメント・レターが寄せられた。
3. その他の実務指針等の移管について、早急に対応すべきものとして検討を進める論点（開示、未実現損益の消去に係る税効果及びその他）及び税効果適用指針（案）の検討状況は、以下のとおりである。

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 開示	第 329 回 (2016 年 2 月 10 日) 第 330 回 (2016 年 2 月 24 日) 第 332 回 (2016 年 3 月 23 日) 第 334 回 (2016 年 4 月 21 日) 第 352 回 (2017 年 1 月 10 日) 第 354 回 (2017 年 2 月 8 日) <b>第 355 回 (本日)</b>	第 30 回 (2016 年 2 月 4 日) 第 31 回 (2016 年 2 月 22 日) 第 32 回 (2016 年 3 月 7 日) 第 33 回 (2016 年 4 月 15 日) 第 44 回 (2016 年 12 月 19 日) 第 45 回 (2017 年 1 月 13 日) 第 46 回 (2017 年 2 月 1 日)

## 審議事項(3)-1

検討の内容	企業会計基準委員会	専門委員会
		第 47 回 (2017 年 2 月 21 日)
(2) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）	第 338 回 (2016 年 6 月 16 日) 第 353 回 (2017 年 1 月 26 日) 第 355 回 (本日)	第 34 回 (2016 年 5 月 12 日) 第 36 回 (2016 年 6 月 28 日) 第 43 回 (2016 年 11 月 17 日) 第 45 回 (2017 年 1 月 13 日) 第 47 回 (2017 年 2 月 21 日)
(3) (1) 及び(2) 以外の論点 <sup>1</sup>	第 336 回 (2016 年 5 月 11 日) 第 337 回 (2016 年 5 月 31 日)	第 33 回 (2016 年 4 月 15 日) 第 34 回 (2016 年 5 月 12 日) 第 36 回 (2016 年 6 月 28 日)
(4) 税効果適用指針(案)	—	第 37 回 (2016 年 7 月 21 日) 第 38 回 (2016 年 8 月 8 日) 第 39 回 (2016 年 8 月 31 日) 第 40 回 (2016 年 9 月 20 日) 第 41 回 (2016 年 10 月 11 日) 第 42 回 (2016 年 10 月 25 日) 第 43 回 (2016 年 11 月 17 日) 第 45 回 (2017 年 1 月 13 日)

4. なお、開示については、以下の日程でアウトリーチを実施した。

財務諸表利用者に対する意見聴取	2017 年 1 月 23 日
財務諸表作成者に対する意見聴取	2017 年 1 月 23 日
監査人に対する意見聴取	2017 年 1 月 24 日

### 本日の検討事項

5. 本日は、以下に関する論点の審議を行う。

(1) 法人税等会計基準(案)に関する検討

- コメント対応(案)の検討(審議事項(3)-2-1)
- 公表にあたって(審議事項(3)-2-2)
- 法人税等会計基準(案)の検討(審議事項(3)-2-3 及び審議事項(3)-2-3 参考資料)
- 第 354 回企業会計基準委員会で聞かれた意見(審議事項(3)-2-4)

(2) 開示に関する論点の検討

<sup>1</sup> (1) 及び(2) 以外の早急に対応すべき論点とは、以下の 4 つの論点である。

- ・ 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性
- ・ 繰延税金負債の支払可能性
- ・ 子会社の投資に係る税効果(連結税効果実務指針における定めとの整合性)
- ・ 関連会社の留保利益等に係る税効果

## 審議事項(3)-1

- 検討の進め方（審議事項(3)-3-1）
  - 追加すべき開示項目の検討（審議事項(3)-3-2）
- (3) 税効果適用指針（案）に関する検討
- 未実現損益の消去に係る税効果の検討（審議事項(3)-4）

以 上